

岩手県告示第147号

岩手県事務委任及び代決専決規則別表第1に規定する別に定める補助金又は交付金のうち環境生活部に係るもの（平成20年岩手県告示第248号）の一部を次のように改正する。

平成24年3月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
室課名	事業名	室課名	事業名
[略]		[略]	
環境保全課	土地取引届出勧告事務費交付金、遊休土地利用促進事務費交付金及び休廃止鉱山坑廃水処理事業費補助	環境保全課	土地取引届出勧告事務費交付金、遊休土地利用促進事務費交付金、 <u>休廃止鉱山坑廃水処理事業費補助及び放射線対策費補助</u>
資源循環推進課	産業・地域ゼロエミッション推進事業費補助、産業廃棄物処理業者育成センター運営費補助及び微量PCB汚染廃電気機器等把握支援事業費補助	資源循環推進課	産業・地域ゼロエミッション推進事業費補助、産業廃棄物処理業者育成センター運営費補助、 <u>微量PCB汚染廃電気機器等把握支援事業費補助及び災害廃棄物処理促進事業費補助</u>
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			